

## 5 災害に強いまちづくり計画



### 【基本方針2】避難時の生活環境を整える

#### (3) 避難生活に備える

##### (3-1) 避難所の確保

###### 施策 3-1-①

###### 指定避難所の確保

共通

#### 【取組の概要】

南海トラフの巨大地震の被害想定シナリオでは、発災後、緊急避難場所や津波避難場所等へ避難し、余震や津波に対する安全性が確保されるまでそこに留まり、その後、住宅の損傷した者等は指定避難所へ移動することとなります。そのため、多くの被災者を受け入れることが可能な施設を確保しておくことが必要です。

また、水害・土砂災害の発生のおそれがある際には、速やかに避難所の開設を行い、避難者を受け入れる体制をとる必要があります。

改正災害対策基本法では、避難所を指定することを求めています。この施設を「指定避難所」といいます。

福祉避難所は、避難行動要支援者等をはじめとした要配慮者、避難所での生活に支障をきたすおそれがある避難者を收容するため、特別な配慮がなされた避難所として位置付けられ、あらかじめ福祉避難所を確保しておくことが重要です。

#### 【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】

- ・避難所に求められる機能として、以下のものが考えられます。
  - ①ライフライン：電気、電話、水道、ガス等の確保
  - ②物資の備蓄：水、食料、生活物資等の提供
  - ③情報・コミュニティ：情報提供・交換・収集が可能、コミュニティの維持・形成が行われる
  - ④ケア（保健、医療等）：健康の確保、トイレなどの衛生的な環境の提供、避難者の心のケアが可能
  - ⑤快適な生活環境：女性や障がい者を含む要配慮者向けの設備の確保、プライベートへの配慮
- ・避難行動要支援者等を受け入れる福祉避難所について、社会福祉施設等と開設・運営に関する協定を締結し、福祉避難所として指定をしておく必要があります。